〇北海道資源管理方針の一部改正について

漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 14 条第９項の規定に基づき、北海道資源管理方針（以下「道方針」という。(令和２年 12 月 25 日公表)）の一部を次のように改正し、同条第 10 項において準用する同条第６項の規定に基づき公表する。

令和５年 12 月 11 日

北海道知事　鈴木　直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前（令和５年６月 28 日一部改正）
第１～第７（略）	第１～第７（略）
第８　個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は特定水産資源ごとに「別紙１－１　さんま」から「別紙１－13　ずわいがにオホーツク海南部」に、特定水産資源以外の水産資源（法第 11 条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は別紙２に、法第 11 条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は、「別紙３－１　さけ（しろさけ）北海道海域」から「別紙３－62　しじみ北海道内水面水域」に、それぞれ定めるものとする。	第８　個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は特定水産資源ごとに「別紙１－１　さんま」から「別紙１－13　ずわいがにオホーツク海南部」に、特定水産資源以外の水産資源（法第 11 条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていないものを除く。）についての具体的な資源管理方針は別紙２に、法第 11 条第２項第２号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は、「別紙３－１　さけ（しろさけ）北海道海域」から「別紙３－61　りしりこんぶ北海道周辺海域」に、それぞれ定めるものとする。
（別紙１－１　さんま）～（別紙３－61　りしりこんぶ北海道周辺海域） （略）	（別紙１－１　さんま）～（別紙３－61　りしりこんぶ北海道周辺海域） （略）

（別紙３－62　しじみ北海道内水面水域） 第１　水産資源 　しじみ北海道内水面水域 第２　資源管理の方向性 　漁獲量の動向において判断される中水準以上の資源水準を維持することとし、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととする。 　なお、資源評価に基づく資源水準等が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。 第３　漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 　北海道漁業調整規則等の公的規制を遵守するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第１項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。 第４　その他資源管理に関する重要事項 　特になし。	（新設）